

## 2(1) 総量削減義務と排出量取引制度のポイント(2010年度～)

### ■大規模事業所向け制度の主な変更点等

	旧制度(地球温暖化対策計画書制度)	新制度(排出総量削減義務と排出量取引制度)
●温室効果ガス排出量の削減	対策推進義務	排出総量の削減義務と排出量取引制度の導入
●計画書等の作成・提出・公表	「地球温暖化対策計画書」、 「排出状況報告書」、「中間報告書」、 「結果報告書」の提出・公表 (該当年度により異なる提出様式)	毎年度、計画と状況報告を 「地球温暖化対策計画書」として提出・公表 (毎年度、提出する書類を、同じ様式に統一)
●温室効果ガス排出量(年間)の算定	自己申告による報告	登録検証機関の「検証」を経て報告 ※「検証」に必要な書類等の保存をお願いします。
●推進体制 の整備	●削減対策等の技術的な助言を行う テクニカルアドバイザーの選任	選任努力義務
	●一定規模以上のテナント事業者	ビルオーナーの削減対策に協力する 努力義務
●取り組みが不十分	勧告、違反事実の公表	必置義務 ※名称を「技術管理者」に変更しています。  左に加え、「特定テナント等事業者 <sup>※1</sup> 」として、 削減対策を計画化する義務 ※1「特定テナント等事業者」の要件 ・床面積5,000m <sup>2</sup> 以上を使用 ・1年間の電気使用量が600万kWh以上
●その他必要な手続等を行わなかった場合	勧告、違反事実の公表	義務不足量×1.3倍の削減をするよう措置命令 命令違反の場合、違反事実の公表/知事が命令不足量を 調達し対象事業者にその費用を請求/罰金
	勧告、違反事実の公表	勧告、違反事実の公表に加え、罰金

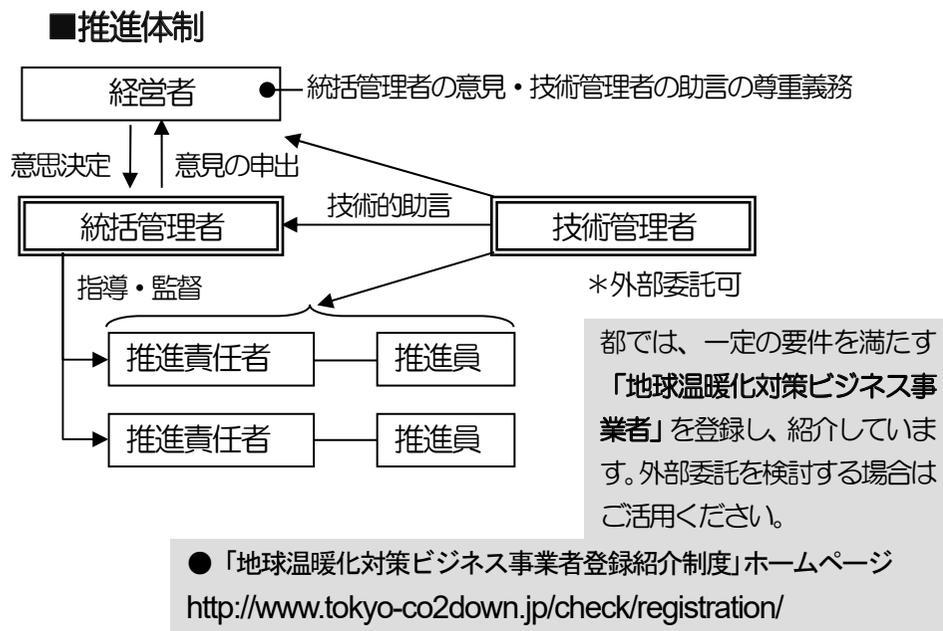
### ■(参考) 中小規模事業所向け制度(2010年度～)

	対象事業所	内容
地球温暖化対策報告書制度	同一法人等が設置する複数の事業所を合算した エネルギー使用量が原油換算3,000kL以上 <sup>※2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地球温暖化対策報告書」の提出</li> <li>事業所における省エネ対策の推進</li> </ul>

※2 エネルギー使用量が原油換算1,500kL以上の事業所、30kL未満の事業所、特定テナント等事業所は、合算対象から除く。

## 2 (2) 推進体制の整備

- 事業者は、対象事業所ごとに、次の者を選任しなければならない（選任義務）。
  - ①「統括管理者」（役割）その事業所の対策実施状況を把握し、従業員の指導・監督や経営者への意見申出を行う。
  - ②「技術管理者」（役割）経営者や統括管理者に対し、技術的助言を行う。（外部委託も可能）
    - \*同一の人が複数の事業所の技術管理者になること（兼任）については、5事業所まで
- 事業所の規模に応じて、『推進責任者』及び『推進員』を選任するものとする。



### 統括管理者の要件

- ①指定地球温暖化対策事業者の地球温暖化対策に係る業務を統括する部署に所属し、地球温暖化対策の実施に関する決定の権限及び責任を有すること
- ②都の定める講習会を修了すること\*

### 技術管理者の要件

- ①以下に示す資格のいずれかを有すること

エネルギー管理士、一級建築士、一級建築施工管理技士、一級電気工事施工管理技士、一級管工事施工管理技士、建築設備士、技術士（建設、電気電子、機械、衛生工学、環境、総合技術監理（建設、電気電子、機械、衛生工学、環境））

- ②省エネルギー診断を実施する能力を有すること
- ③都の定める講習会を修了すること\*

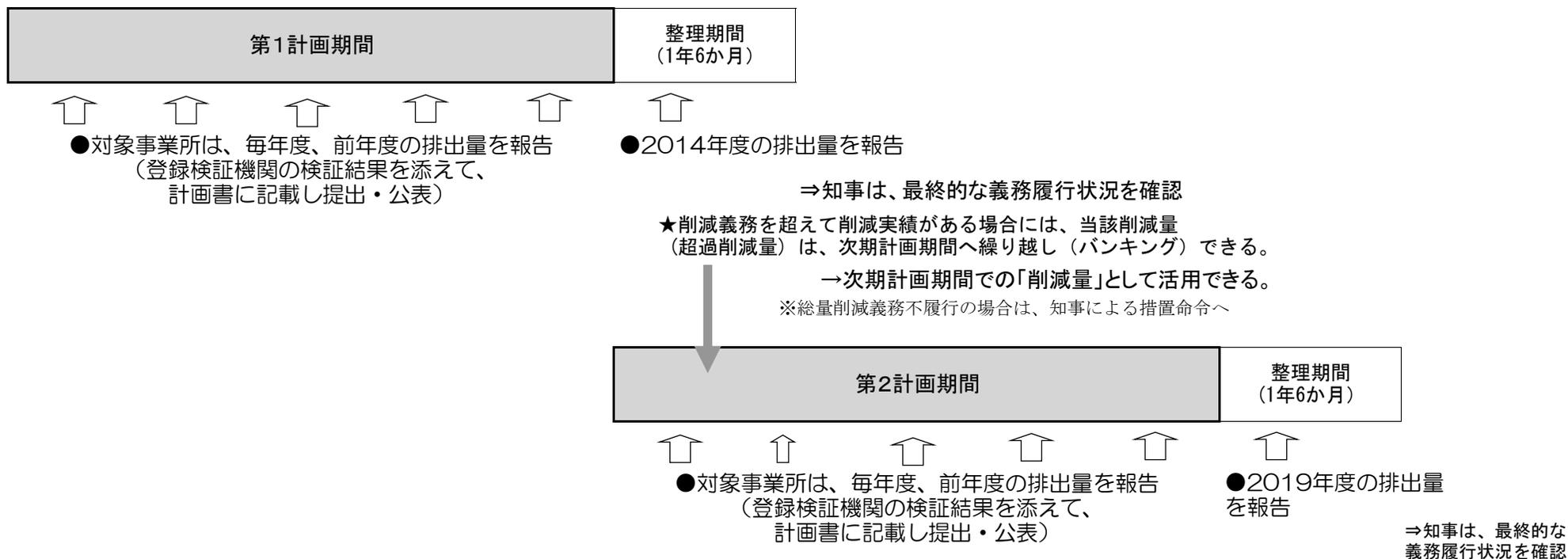
## 第2計画期間からの変更点

※第2計画期間以降に、新たに指定地球温暖化対策事業所となる事業所において、統括管理者等の経験がない者が統括管理者等になる場合は受講義務  
 その他の場合、受講は任意（受講しない場合は、制度についての理解に努めること。）  
 （講習会は毎年度、春と秋に開催予定）

## 2 (3) 削減計画期間

- 削減計画期間：5年間（例）第1計画期間:2010～2014年度、第2計画期間:2015～2019年度
- 最終的な削減義務の履行確認は、整理期間（1年6か月）の終了後に実施
- 削減計画期間中は、削減義務履行に向けた状況確認のため、対象事業所は、毎年度、前年度の温室効果ガス排出量を都へ報告  
※排出量の報告に際しては、知事の登録を受けた登録検証機関の「検証結果」を添付する必要

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022





## 2 (5) 第2計画期間の主な改正点

		第1計画期間 (2010-2014)	第2計画期間 (2015-2019)
推進体制の整備	統括管理者 技術管理者	○都の定める講習会の受講義務 ・全ての統括管理者等に講習会の受講義務	○都の定める講習会の受講義務 ・新たに指定地球温暖化対策事業所となる事業所において、統括管理者等の経験がない者が統括管理者等になる場合は受講義務。その他の場合は受講任意
制度の対象	対象事業所	○対象事業所の分類 ・指定地球温暖化対策事業所と特定地球温暖化対策事業所	○対象事業所の分類 ・同左のうち、中小企業等が1/2以上所有する事業所を新たに指定相当地球温暖化対策事業所 <sup>※</sup> に分類 <small>※指定相当地球温暖化対策事業所は削減義務対象外。計画書の提出・公表等は必要</small>
	事業所区域	○事業所区域の変更 ・規定なし	○事業所区域の変更 ・対象事業所に指定された後に、一事業所とみなされる建物等の数が増減した場合（指定地球温暖化対策事業所に指定されていない建物等の数が増加した場合を除く。）、事業所区域を変更可能（任意申請）
	指定取消し	○指定取消しの要件 ・①事業活動の廃止又はその全部の休止、②前年度の原由換算エネルギー使用量が1,000kL未滿、③原由換算エネルギー使用量が前年度までの3か年度連続して1,500kL未滿	○指定取消しの要件 ・同左の要件①～③に、④前年度に中小企業等が1/2以上所有、⑤事業所区域の変更を追加
	対象ガス	○その他ガスの種類 ・6ガス（非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O、PFC、HFC、SF <sub>6</sub> ）	○その他ガスの種類 ・同左の6ガスに、NF <sub>3</sub> <sup>※</sup> を追加して7ガス <small>※NF<sub>3</sub>は平成27年度から算定し、平成28年度以降報告</small>
	排出係数	○排出係数 ・計画期間開始前に設定し、計画期間中は固定 (例) 電気 0.382t-CO <sub>2</sub> /千kWh	○排出係数 ・直近のデータを反映して設定。計画期間中は固定 (例) 電気 0.489t-CO <sub>2</sub> /千kWh
総量削減義務	基準排出量	○基準排出量の算定 ・第1計画期間の排出係数、排出標準原単位を基に算定	○基準排出量の算定 ・第2計画期間の排出係数、排出標準原単位を基に算定 <sup>※</sup> <small>※第1計画期間の基準排出量は再計算</small> ・事業所区域の変更に伴う基準排出量の算定を追加
		○排出量が標準的でない年度 ・排出量が標準的でない年度を1年度のみ除き、2か年度平均を選択可能	○排出量が標準的でない年度 ・排出量が標準的でない年度を最大2年度まで除き、2か年度平均又は単年度を選択可能
		○標準原単位 ・旧制度（地球温暖化対策計画書制度）の対象事業所データ（2005～2007年度）をもとに排出標準原単位を設定	○標準原単位 ・排出係数の変更による影響を反映して排出標準原単位を設定 ・一部の用途区分を細分化

## 2 (5) 第2計画期間の主な改正点 (続き)

		第1計画期間 (2010-2014)	第2計画期間 (2015-2019)
総量削減義務	基準排出量	<ul style="list-style-type: none"> <li>○熱供給事業所における基準排出量の変更要件</li> <li>・熱供給先の床面積の増減が基準年度における同床面積の6%以上となるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○熱供給事業所における基準排出量の変更要件</li> <li>・熱種類ごとの供給先の床面積を合計した値の増減が基準年度における同床面積の6%以上となるとき</li> </ul>
総量削減義務	削減義務率	<ul style="list-style-type: none"> <li>○削減義務率</li> <li>・区分I-1 8%、区分I-2 6%、区分2 6%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○削減義務率</li> <li>・区分I-1 17%、区分I-2 15%、区分2 15%</li> <li>・新たに削減義務対象となる事業所の削減義務率を緩和</li> <li>・電気事業法第27条に関連する事業所の削減義務率を緩和</li> <li>・第1計画期間に認定されたトップレベル事業所に限り、認定後5年間、削減義務率を緩和</li> <li>・事業所区域の変更に伴う削減義務率と適用区分を追加</li> </ul>
	トップレベル事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認定基準</li> <li>・地球温暖化対策の推進の程度が特に優れた事業所の基準</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認定基準</li> <li>・省エネルギー技術の進展に合わせ、認定基準の引上げを2段階で実施 (2015年度と2017年度)</li> </ul>
義務履行手段	履行手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自らで削減</li> <li>・高効率なエネルギー消費設備・機器への更新や運用対策の推進など</li> <li>○排出量取引</li> <li>・託送によるグリーン電力 (生グリーン電力供給) の再生可能エネルギーによる環境価値を義務履行に利用可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自らで削減</li> <li>・同左に、低炭素電力・熱の選択の仕組みと高効率コージェネ受入評価の仕組み<sup>*</sup>を追加</li> <li>※第1計画期間で行っている排出量の補正は行わない。</li> <li>○排出量取引</li> <li>・低炭素電力の選択の仕組みに移行</li> <li>○第1計画期間からのバンキング</li> <li>・第1計画期間の超過削減量やクレジットを第2計画期間の義務履行に利用<sup>*</sup></li> <li>※第1計画期間と比較して第2計画期間の排出係数が大きくなる場合は、バンキング量に都が規定する倍率を乗じる。</li> </ul>
その他	小原単位建物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小原単位建物の取扱い</li> <li>・主たる事業以外の事業のみに使用され、かつCO<sub>2</sub>排出原単位が一定値以下である小規模な建物についても基準排出量と年度排出量の算定に含める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小原単位建物の取扱い</li> <li>・主たる事業以外の事業のみに使用され、かつCO<sub>2</sub>排出原単位が一定値以下である小規模な建物がある場合、当該建物の排出量を基準排出量と年度排出量の算定から除外できる。</li> </ul>
	特定計量器	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定計量器の取扱い</li> <li>・燃料等使用量を購買伝票等により把握不可能である場合は、取引又は証明に使用可能な計量器での実測に加え、緩和措置として2014年度末までは、取引又は証明に使用可能な計量器ではない計量器による実測も可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定計量器の取扱い</li> <li>・燃料等使用量を購買伝票等により把握不可能である場合は、取引又は証明に使用可能な計量器での実測に限る。ただし、取引又は証明に使用可能な計量器ではない計量器で実測する場合は、公平性の観点から、保守的な算定とする。</li> </ul>

## 2 (5) 第2計画期間の主な改正点 (続き)

		第1計画期間 (2010-2014)	第2計画期間 (2015-2019)
その他	特定テナント等事業者	<p>○要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①床面積5,000m<sup>2</sup>以上を使用している事業者、②床面積にかかわらず、前年6月1日からの1年間の電気使用量が600万kWh以上の事業者</li> </ul>	<p>○要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①床面積5,000m<sup>2</sup>以上を使用している事業者、②床面積にかかわらず、前年4月1日からの1年間の電気使用量が600万kWh以上の事業者</li> </ul>
	提出書類	<p>○提出時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書 事業廃止：30日以内、規模縮小：11月末まで</li> </ul>	<p>○提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業所区域変更申請書、指定相当地球温暖化対策事業所に係る届出書等を追加</li> </ul> <p>○提出時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書 事業廃止：4月～8月に廃止の場合、9月末まで、それ以外は30日以内 規模縮小・指定相当：9月末まで</li> </ul>